

平成 26 年度 第 1 回

**篠山市都市計画審議会議事録**

と き 平成 27 年 1 月 22 日 (木)

ところ 篠山市役所 議員協議会室

篠山市都市計画審議会

## 平成 26 年度 第 1 回 篠山市都市計画審議会議事録

平成 27 年 1 月 22 日、平成 26 年度 第 1 回篠山市都市計画審議会が召集される。

### 1. 審議会の会議の日時及び場所

(日時) 平成 27 年 1 月 22 日 (木) 13 時 30 分開会

(場所) 篠山市役所 議員協議会室

### 2. 出席委員の氏名

田原直樹委員	和田真理子委員	大路靖委員	菟原元彦委員
宇杉敬治委員	圓増亮介委員	中西薫委員	栗山泰三委員
渡辺拓道委員	原山重雄委員	安川徳委員	

### ○審議会開催のために出席した者の職氏名

篠山市副市長 平野 齊

まちづくり部長 梶村 徳全

まちづくり部地域計画課長 中筋 吉洋

まちづくり部地域計画課景観室長 横山 宜致

まちづくり部地域計画課景観室係長 山下 哲也

まちづくり部地域計画課景観室主事 山内 えみ

まちづくり部地域計画課都市政策係長 中野 悟

まちづくり部地域計画課都市政策係主査 矢持 高士

まちづくり部地域計画課都市政策係主査 岸本 耕一

### 3. 会 議

事務局

#### 1. 開会（13時30分）、及び2. 委嘱状交付

事務局紹介の後、委員の退任と就任を報告し、新たに就任する委員の委嘱状を副市長より交付する。

委員15名のうち11名の出席があり、篠山市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に掲げる委員の2分の1以上の出席により本審議会が成立していることを確認し、その旨事務局より報告する。

平野副市長

#### 3. 副市長あいさつ

= 平野副市長あいさつ =

（平野副市長は他の公務のため退席）

事務局

#### 4. 会長選出

篠山市都市計画審議会の会長について、篠山市都市計画審議会条例第4条第1項の規定により、委員のうちから互選すること、篠山市都市計画審議会議事運営規則第4条第3項の規定により、委員に異議がないときには、指名推薦の方法を用いることができることを説明、事務局一任とのことから指名推薦の方法を採用する。

昨年度の職務代理者であった田原直樹委員が推薦され、異議がないことから田原直樹委員を会長に選出する。

会長

#### 5. 会長あいさつ

= 田原会長あいさつ =

事務局

本日の審議会の公開及び傍聴希望者がいない旨事務局より報告する。

以降、篠山市都市計画審議会議事運営規則第5条第1項の規定

により、会長が議長となり議事を進行する。

#### 6. 職務代理者の指名

会長 篠山市都市計画審議会条例第4条第3項により、職務代理者として田中栄治委員を指名する。

#### 7. 議事録署名人の指名

会長 篠山市都市計画審議会議事運営規則第8条第2項により、議事録に署名押印する委員として大路靖委員及び圓増亮介委員を指名する。

#### 8. 議事

事務局 = 事務局より諮問第1号 「篠山都市公園（丹波並木道中央公園）」の変更について説明 =

会長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまより本件の審議を始めます。

本案件は兵庫県の都市計画決定ですが、市町村に関係するものについては兵庫県が市町村に意見を聴くことになっています。

従いまして本審議会の意見を受けて市長が回答することになります。

公園や道路は都市施設ですので、都市計画審議会の審議事項になっています。

ご意見やご質問について、どなたからでもお願いします。

委員 時代や社会情勢の変化から計画変更はやむを得ないと思います。

ただし、公園の現状を見ると十分に有効に活用されておらず、工夫が必要だと思われます。

1点目の意見として、公園機能の充実を図っていただきたい。

その手法として、近隣施設との連携、例えば川代方面から出ている化石資源との連携等、大規模な視点での公園の充実を図っていただきたい

と思います。

2点目として、当初から20年経過してからの計画変更になりますが、今回廃止の2期工事のエリアの地権者や地元の皆さんについて、地域も一緒に公園を作っていこうという姿勢があり、計画が上がった段階から果樹の植栽等に取り組んでこられた経緯があります。

その分については計画が廃止になっても他の方法を考えられると思うのですが、問題に思っていますのは、2期工事が廃止になる部分、篠山川の堤防沿いの1町ほどの水田が大雨の時に度々水に浸かり、収穫ができなくなることで、本来なら農地の改良は受益者が考えることですが、このエリアは都市計画決定のため所有者の将来的な利用に制限がかかっていた。

農地の改良より2期工事を待っていたという部分があったと思います。

その間に地区の土地改良は終了しているため、所有者等の努力による改良の時期を逸してしまったと感じています。

そういった部分について、2期エリアの廃止をするにあたっては、将来、公園として活用されると期待していた水田の浸水対策について、兵庫県に配慮していただく必要があるのではないかと考えております。

事務局

ご指摘のありました公園の充実、近隣施設や化石資源との連携については、これまでも地元説明会などで有効利用について指摘はありました。

現在、兵庫県が管理されていますが、現状、第1期部分を公園として活用されており、いろいろな取り組みをされていますが、現況の公園の充実もさらに考えていきたいという回答をされており、管理をされる上で現況公園の充実や化石との連携等の利用の方針をお持ちであるということは聞いています。

第2期計画区域内の水田の浸水対策については、地元説明会等の中で指摘はありませんでしたが、今回の話を兵庫県に伝えていきたいと考えます。

会長 廃止によって懸念されることがあるということについて、本審議会での議論を兵庫県に伝えていただくということが必要であると考えます。  
他の委員の皆様も懸念があればご指摘ください。

委員 埋蔵文化財の面から見ていきますと、この地区には非常に古い遺跡があり、並木道公園を開発するにあたっても相当な文化財調査をされているところですが、まだまだ発掘されていない文化財があるかと思います。  
篠山には加古川水系から古代の文化が伝わっているので、可能であればそっとしておく方が無難ではないかと思います。

会長 ご要望としてお聞きしたいと思います。

委員 公園の維持管理費は兵庫県が支出するのですか。  
篠山市が負担する経費は何かありますか。

事務局 丹波並木道中央公園は兵庫県立公園であり、維持管理は兵庫県で行っています。  
維持管理で篠山市が行っていることはありません。

委員 公園の利活用のデータはありますか。

事務局 兵庫県計画では平成14年度の段階で年間13万人の利用を予定していました。  
近年の情報として、平成21年から平成23年で8万人が利用、平成24年で10万人が利用されており、少しずつ増えているということがあります。  
兵庫県の方針としては、ハード面の整備は難しいため、イベント開催や文化財を使った利活用等のソフト面から公園の利活用を図っていききたいとのことです。

委員 三田市には城山公園がありますが、篠山都市公園にも野球場、テニスコ  
場等のスポーツ施設を設置して利用の増進を図られてはと思います。

会長 ご要望と思われませんが、事務局からコメントはありますか。

事務局 丹波並木道中央公園につきましては、平成15年度に将来見通しや現  
状から自然活用保全型の公園と位置づけ、現在はスポーツ施設等の整備  
は予定されていません。  
今後のスポーツ施設の整備が、計画として可能かどうかは不透明かと  
思われます。

委員 2020年にはオリンピックが日本で開催されます。  
オリンピックが終わった後も、選手が国内の地域地域に留まり、一緒  
になってスポーツをするという考え方も聞いています。  
その一つの施設として有効活用をされてはどうかと思います。

事務局 ご意見を兵庫県に伝えていきたいと思います。

委員 当初第1区第2区と計画されていた中で、第1区のみ整備されている  
ということから、半分だけ残った形で、今の公園は内容的に中途半端に  
なっていると思われます。  
日曜日でも人がまばらで、広大な公園にしては、あまり有効には活用さ  
れていないような感想を持ちました。  
第2区エリアの廃止については地元の方も了解されているようです  
し、それでよいかと思いますが、第1区に何らかの充実策等が必要かと  
思います。

会長 ただ今のご意見でも一層の活用に関するご指摘がありましたが、兵庫  
県も公園の活用策についてはいろいろと考えていかれると思います。

広域公園ですので、篠山市だけの問題ではないのですが、篠山市にとっては重要な都市計画公園の一つであります。

地元の方を含めて篠山市の住民の方との意思疎通を十分に図った上で、今後の活用を考えていただきたいという意見があったということを兵庫県に伝えていただく、そういう趣旨のご意見があったことは議事録に残していただきたいと思います。

会長

篠山都市計画公園（丹波並木道中央公園）の変更について、原案について基本的には異議なし、ただ、公園の使い方等についていろいろな要望があったと意見を付加して答申するという形でいかがかと思いますが、皆様いかがでしょうか。

（異議なし）

会長

それでは本案件の審議を終了して、原案について異議がない旨の答申としたいと思います。

答申書の作成については会長に一任でよろしいでしょうか

（異議なし）

会長

ありがとうございます。

事務局

= 事務局より諮問第2号 「篠山市景観計画」の変更について説明 =

会長

この案件は景観計画の変更についてであります。

景観計画というのは景観法に基づいて、篠山市もそうですが、景観行政団体というところが策定できるということになっております。

今回、上立杭地区里づくり協議会が里づくり条例に基づき策定した里づくり計画を、景観計画に位置付けるために変更するものですが、景観計画の変更にあたっては、都市計画審議会に諮ることとされているため、



諮問されています。

特に里づくり条例の中では、建築物の用途を制限することが主眼になっていきますので、そのところにもご留意いただいて、ご意見ご質問をお願いしたいと思います。

委員

里づくり地区にはかなりの実績があります。

資料の2ページに新旧対照表がありますが、今までに7地区、今回の上立杭地区で8地区になります。

運用実績として、用途のコントロールがあったと思いますが、実績、現状について説明をお願いします。

事務局

地区によっては、保全型の地区や住宅開発を踏まえた活発に土地の開発案件が動く地区がございますが、例えば野中地区は住宅開発が非常に活発に行われていますが、図面化したゾーニングどおりに住宅開発が進んでおりました、田園区域や農業区域に位置付けた区域には、ほとんど滲み出しがない状態で、非常に的確に行われております。

セットバック等を地元で指導しておりますし、色等についても地域で協議されています。

他の地区でもそれぞれ実績を上げておりますが、保全型の地区では、ビジョン計画のようなものも策定して、まちづくり活動等で活発に活動されている乗竹地区では、「のりたけかわら版」の発行等の活動をされています。

今回の上立杭地区においても既にポケットパークを作る等、陶芸組合の応援もあり、タイル等が立杭焼ででき、自力で施工していくという取り組みが資料の25、26ページにあります。平板やピンコロ等は全て立杭焼で作られておりました、住民の方と陶芸組合の方で施工され、その後の清掃管理もされている等の実績があり、市としても期待しているところです。

委員

上立杭区域において、議会報告会で、農振地があるために開発できな

いという話を聞かせていただいております。

今回の土地利用計画図の中で、立杭の町の将来を考えると、住もう帰ろう運動も考えながら、新しい若い人に住んでいただくためには、住むための家が必要ではないかと思えます。

沿線道路沿いの用地については、田であろうと開発ができるという線引きを都市計画ですれば、この町も、今後も可能性があるのではないかと思います。

今、新たに喫茶店をやりたいという人があっても、どこにも場所がない。

こういう現状なので、ポケットパークを作るのはよろしいですが、店舗を構えて住みたいという方があっても、どこにもない。

だから道路沿いの田においては農振を解除できるような、せめてそういう都市計画を考えてはどうかと思えます。

事務局

里づくり計画は緑豊かな里づくり条例に基づきまして計画を策定していくのですが、法律で決まっている農用地については原則保全であり、法律に抵触するところまでは、条例に基づく計画ではできません。

従って上立杭地区においても農用地は保全を原則に皆さんで検討いただいています。

策定区域の上立杭自体が一つの集落で、篠山市の里づくり計画は自治会単位で策定していますので、四斗谷の谷筋すべてではありません。

谷筋全体としては、開発すべき区域であるとか、住宅地が進展している区域であり、上立杭地区は歴史地区に指定されており、歴史的な窯元の町なみが階段状に路地等で結ばれながら近接して建っているところでございます。

集落区域については谷筋の西側に集中しておりまして、公共施設と鎮守の森が谷筋の東の山裾にあるという、非常にきれいな土地利用がされています。

山自体も針葉樹、人工林がほとんどない、そういう窯元の歴史を物語っているようなところでありますから歴史地区に指定されていたという

経緯もございます。

この地区ではそういう特徴を活かした里の情景を継承していくエリアという立場で、今回の土地利用の計画も、山裾の土地が地区外の地権者に売られている経緯から、煙が毎日立ち上る生活環境で新しい住宅地を開発されて、煙への苦情が出てきては困るとの意見がありまして、篠山市に相談があり、今回の里づくり計画で土地利用を縛ってはどうかという経緯で策定していきました。

この上立杭地区では今の景観を保全していくという位置づけで内容を皆さんで検討していったということです。

委員

小学校の統廃合があり、将来の上立杭は窯元の方も多いですが、そうでない方も住んでおられると思います。

両方の方がいらっしゃる中で、新しく若い世代に住んでいただくようなことも視野に入れた計画も必要ではないかと、そういうことも視野に入れた土地利用も必要かと思っておりますので、この里づくり計画は計画ではあるのですが、都市計画でしっかりとその辺りを指導といいますか、篠山市から計画案をだしていただいて、それに基づいた里づくり計画をしていただいたら、土地の法律関係の問題もクリアできると思います。

住もう帰ろう運動をやっている篠山市ですので、できることはやっていくということをすれば明るい未来もあるんじゃないかと思っております。

事務局

集落区域というのは、今、家が建っている区域だけではなく、建っていないエリアも含まれていまして、このエリアでは住宅を建てていただくようにしてありますし、特定区域においては、宿泊施設でありますとか、そういう新しい可能性がある施設を建てようとしております。

保全だけではなく新しい開発も許容しながら、今の特徴を失わないような計画ができています。

市全体の方針につきましては、土地利用基本条例に基づき土地利用基本計画を市全体で策定しました。

市全体の将来の土地利用につきましてはそちらの方で明確に、今年の

7月に出させていただきますので、今後、里づくり計画を立てていく地区につきましては、市全体の方向性に沿った中で、地域独自の個性を部分的に小ゾーンングして特徴を出していく形をとっており、市全体の方針の中で里づくり計画を策定していただくということになっております。

市全体土地利用計画としては20年先を目指す計画ということで策定しておりますので、ご理解いただければと思います。

委員

土地利用計画は理解していますが、都市計画という立場で土地利用を考えなければいけないと思いますので、今後、これからも住んでいただけるための土地利用を真剣に考えていくべきだと思います。

ご理解していただいたらと思います。

会長

大変重要なやりとりであったと思います。

問題を生じる開発を抑制することは重要なテーマですが、それが活力の低下につながっては意味がないので、両方がきちんと両立する、都市計画としては市全体、今回は地区の話ですけれども、それを市全体の方針と上手く整合させてハンドリングしていくことが求められていることのご確認であったと思われまますので、よろしく願いいたします。

委員

33ページの土地利用計画図で上の方に食い込むような形で色の塗っていないところは住宅地なのでしょうか。

新しい住宅地を作ることが必要なところはあると思いますが、既にあるものを、スムーズに活用して、新しい人に入ってもらうことも重要かと思います。

上立杭地区やその他の里づくり地区に空家はどのくらいありますか。空家があるとして、新しい人に入ってもらう仕組みはありますか。

事務局

食い込んでいるところは、住宅地でございます。

今回の上立杭地区や他の里づくり計画の地区もそうですが、意図的に

区切った地区ではなく、元々の自治会の区域でございます。

たまたまですが、この新しい住宅地には、新しい自治会が成立しておりますして、外しているわけではなく自治会のエリアで線を引いているわけです。

空家については地域計画課では正確に把握しておりません。

政策部で把握しており、定住促進ということで大きく3つの施策を進めています。

空家登録制度や、空家活用で助成制度もございまして、活発に空家再生と活用については行われておりまして、篠山市は兵庫県内でも指折りの地区になっていることは間違いないと思います。

住生活基本計画の方で住み替え促進も行っておりますので、大きな成果は上がっていない部分はあるかもしれませんが、積極的にスムーズな住み替え更新につきましては支援制度を備えて、政策部と農都創造部の方で取り組んでいます。

委員

内閣府から地方創生特区等、土地利用に関する制度が出ていますが、篠山市が手を挙げる場合、全て計画の変更が必要になってきますよね。

2月締切の大きなメニューがありますが、中山間地を利用して地方創生特区といったものを、どんどん政府は募集しているのですが、篠山市が地方活性化のために手を挙げたとしたら、すぐに見直していかなくてはならないのですが、準備はされていますか。

会長

ただいまのご質問は、本件というよりは都市計画全体のお話なので、そういう趣旨で事務局から回答をお願いします。

事務局

つい先日、財政を所管している政策部行政経営課の方から、国が示している地方創生に関する地域ごとのメニューにつきまして、それぞれ所管課で関われるものがあるかないかの精査も含め、提示があったところですが、基本的にハード事業はほとんどございません。ソフト的な事業

がメインである。

ソフト部分で地方創生のメニューに乗っていく場合には、市としていろいろな角度からの検討が必要と思いますが、今申し上げている里づくり計画等は住民が主体的にルール作りを行われた計画ですので、現計画を白紙に戻すことにはならないと思っております。

委員

上立杭のまちづくりは焼き物の里のイメージを大切にしまちづくりと景観づくりが大きな骨子だと思いますし、地域の特徴を活かした景観を守っていただきたいということが一番大事なことだと思いますし、その地域が活気づき、いろいろな話し合いが行われているとよくわかりました。

下立杭地域も陶芸の里であり、景観という点で考えると面としてのとらえ方というのを思うのですけれども、上立杭が県の景観条例を受けていらっしゃるということから、自治会が違いますので、上立杭は熱が入ってそういう方向に向かっていると思いますが、今後の篠山市の方向としては、景観としてどこから上立杭か下立杭かが我々にはわかりにくいですが、そういう動きというのはどうでしょうか。

事務局

景観計画では、歴史的なまちの区域は下立杭や釜屋のあたりまで、釜屋が元々出発点ですから、そのあたりの集落区域まで入れているのですけれども、兵庫県の計画では当時、歴史的景観形成地区にあたりますが、話し合いをしたときにはそこまで地元の合意が得られなかったということで上立杭だけが指定された経緯があります。

しかし篠山市の景観計画全体では歴史的なまちの区域の一角に下立杭や釜屋も入っていますので、働きかけをしながら徐々に広げて、合意が得られれば里づくり計画を策定していただきたいと考えています。

会長

本件の審議を終了して、諮問第2号「篠山市景観計画」の変更につきましては、原案のとおりで答申したいと思っております。

審議の過程でいろいろなご要望、課題が浮かび上がりましたので、こ

れらにつきましては、また別の角度から検討していただくことをお願いいたします。

先ほどのように、原案のとおり答申いたしますけれども、答申書の作成につきましては会長一任ということをお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

会長

ありがとうございます。

諮問案件に関しては終了します。

事務局

= 事務局より報告案件 「篠山都市計画道路見直しの進め方」について説明 =

会長

あくまで進め方の話で まだ個別の事案が出ているわけではないのですが、資料の1ページの進め方やその裏に参考資料1としてありますけれども篠山の都市計画道路の一覧の内、特に未整備期間がかなりあるものをどうするかということです。

兵庫県決定のものと市決定のものと両方あると思います。

都市計画マスタープランで方針を出しているということで、今後この方針にしたがってご検討いただく素案を作って、このスケジュールに乗せていくという説明でございました。

ご意見ご質問等ありましたらお願いします。

委員

スケジュールイメージは理解しましたが、日付が入っていないのですけれども、最終の告示をいつごろと考えて今後進めていきたいという考えはありますか。

事務局

兵庫県との調整は残っていますが、案は市の方で今年度中に作成し、来年度当初から審議会でご説明したいと考えています。

その後、地元説明会に至るまでの間でどれぐらい期間がかかるか、また、地元説明会をした後、素案ができるまでどの程度の時間がかかるか  
が読めませんので、具体的なスケジュールは今申し上げることができな  
い状態です。

委員

今回の都市計画の見直しとは不要になったところの廃止だけで終わる  
のでしょうか。

幅員の拡幅等の変更になるのでしょうか。

事務局

篠山市の都市計画道路は、篠山の城下町周辺の道路と丹南地区の道路  
の大きく2つがありますが、この中で市道は都市計画マスタープランで  
方向性を位置づけております。

県の決定に関する部分については兵庫県と協議を行っていく必要が生  
じますが、市の関係する部分につきましては、基本的に廃止する部分を  
どうするかが一つの対象となるかと考えております。

委員

圓増委員から地方創生という言葉が出ましたが、本市といたしまして  
も今後、国のそういった流れの中で来年度に向けて、篠山市の人口ビジ  
ョンや地方の戦略のようなものを作っていく段階にありまして、この見  
直しも今後の定住に関することも含まれていると認識しているところで  
す。

地方創生の中には定住の施策も含まれていました。

これまでの都市計画マスタープランの方針に異議はありませんが、今  
後戦略を作っていく段階において、柔軟な考え方も必要かと思いますが、  
そのあたりは今後、市全体として考える必要があるのではないかと思  
いますけれども、いかがでしょうか。

事務局

昨年、篠山市は都市計画マスタープランを初めて作りましたが、人口  
減少時代における計画として策定させていただきました。

ただし、ご指摘のあった地方創生の大きな柱は、定住促進、防災、安



全安心のまちづくりが骨格となっており、それに伴うハード事業メニューも含まれておりますので、今後、市内部で検討していきたいと考えております。

この都市計画道路の見直しとリンクさせる形で検討していきたいと考えております。

会長

渡辺委員からのご指摘は、廃止について、全く廃止だけではないのですけれども、廃止にあたっては短期的な需給見通しだけではなく、中長期的な戦略的な観点も十分押さえてやってほしいというご要望ではなかったかと思えます。

単に都市計画マスタープラン通りでなく、もちろんマスタープラン策定にあたってはそれも検討していると思えますけれども、十分そういう観点を含んで、柔軟にとおっしゃっていたのはそういうことじゃないかと思えますけれども、仮に廃止するとすれば、廃止のインパクト等を評価しつつやるべきだろうというご指摘ではなかったかと思えます。

委員

住もう帰ろう運動といえますか、中長期的なビジョンでもって道路を計画していく意味で、川西篠山線の城東トンネルの見直しについて意見が地元からも出ています。

阪神淡路大震災の時にも迂回路として機能しており、今後、新名神川西インターができ、平成30年に、ひょっとしたら平成28年にもできるかとの情報もあるのですが、防災面によっても、変則的な形状をしているため、もう少し低い状態でトンネルを掘って、篠山市の東地区の開発、住もう帰ろう運動にも一番重要で、そのトンネルの改良と国道372号線の飛曾山峠の一部クランクがありますね、県外に越える部分かと思えますが、その辺りも含めた道路改良の見直しという部分も押さえていくが必要かと思えますので、ご配慮賜りますようお願いいたします。

事務局

地元自治会から後川トンネル及び飛曾山峠の改良といった要望については、既に丹波土木事務所へ要望書を上げていらっしゃる状況です。

また、市の方でもそういった要望を承っております。

本日は丹波土木事務所長も来られており、ご指摘いただいておりますので、今おっしゃられたご意見につきましては、県の方でご検討いただけるとは思いますけれども、現状としてはどちらも改良済みの区間でございますので、なかなか難しい状況であるということはお聞きしています。

会長

ご要望としてあるとは思いますが、見直し案が示された時に再度、審議をしていただくということにしたいと思っております。

本日の意見を十分に反映した形で、篠山都市計画道路の見直しを進めていただきたいと思います。

会長

他にご意見等がなければ、本日の審議は終了したいと思います。

(異議なし)

ありがとうございました。

事務局

= まちづくり部長あいさつ =

閉会 (15:05)